

情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	・ ・ ・	法人名	()
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「46」)	23	円
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	情報基盤強化基準を満たす各連結法人の個別所得金額の合計額(当該取得連結法人の(1)の合計)	24	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	リース情報基盤強化基準を満たす各連結法人の個別所得金額の合計額(当該賃借連結法人の(1)の合計)	25	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額(当該繰越連結法人の(1)の合計)	26	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」又は別表一の二(三)「2」)	27	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	取得に係るものの総調整前連結税額基準額 $(27) \times \frac{20}{100}$	28	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	当期分の特別控除額の合計額(各連結法人の(8)の合計)	29	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	リースに係るものの総調整前連結税額基準額 $(27) \times \frac{20}{100}$	30	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	総調整前連結税額基準額の残額 (30)又は(30)-(29)	31	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	当期分の特別控除額の合計額(各連結法人の(15)の合計)	32	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	前期繰越分の総調整前連結税額基準額の残額 (33)、(33)-(29)又は(31)-(32)	33	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	当期分の特別控除額の合計額(各連結法人の(21)の合計)	34	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	法人税額の特別控除額の合計額 (29)+(32)+(35)	35	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	連結事業年度又は事業年度 37	前期繰越額又は当期税額控除限度額 38	当期控除額 39
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	平 平 平 平 計	円 円 円 外	円
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	当期分 (4)	(8)	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 分 算	合計		
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連結事業年度又は事業年度 40	前期繰越額又は当期税額控除限度額 41	当期控除額等 42
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	平 平 平 平 計	円 円 外	円
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	当期分 (10)	(15)	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	合計		
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連結事業年度又は事業年度 43	前期繰越額又は当期税額控除限度額 44	当期控除額等 45
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	平 平 平 平 計	円 円 外	円
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	当期分 (4)+(10)	(8)+(15)	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 前 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	合計		

別表六の二(十二)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15第2項若しくは第3項(情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)(平成20年改正措置法附則第78条(連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置))の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は平成19年改正前の措置法第68条の15第2項、第3項若しくは第4項(情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越し税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

(1) 情報基盤強化設備等を事業の用に供した連結事業年度(供用年度)

(2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

(3) 情報基盤強化設備等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

3 「基準取得価額の合計額(別表六の二(十二)付表「8」の合計)3」の外書には、措置法規則第20条の5の2第1項各号(情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却)に掲げる情報基盤強化設備等に係る別表六の二(十二)付表の「差引改定取得価額7」の合計額を記載します。この場合に、措置法令第39条の45第1項(適用対象投資額の規模)に規定する投資額特例連結法人以外の連結法人については、別表六の二(十二)付表の「差引改定取得価額7」の金額の合計額(平成20年4月1日前に開始し、同日以後に終了する連結事業年度については、同日から当該連結事業年度終了の日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の別表六の二(十二)付表「差引改定取得価額7」の金額の合計額)は、200億円を限度とします。

4 「9～15」、「30～32」及び「40～42」の各欄は、平成19年改正前の措置法令(以下「平成19年旧措置法令」といいます。)第39条の45第5項第1号(リース税額控除の適用対象となる賃借の範囲)に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載します。

5 「改定リース費用の合計額9」の欄の外書には、情報基盤強化設備等の別表六の二(十二)付表の「リース費用の合計額11」の金額の合計額を記載します。

6 「個別帰属額基準額の残額((12)又は((12)-(8))13)は、「取得に係るもの3～8」の各欄に記載がある場合には「(12)又は」を消し、「3～8」の各欄に記載がない場合には「又は((12)-(8))」を消してください。

7 「個別帰属額基準額の残額((18)、((18)-(8))又は((13)-(15))19)は、それぞれ次の区分に応じそれぞれ次のとおりとなります。

(1) 「取得に係るもの3～8」に記載があり「リースに係るもの9～15」に記載がない場合「(18)、」と「又は((13)-(15))」を消してください。

(2) 「リースに係るもの9～15」に記載がある場合「(18)、((18)-(8))又は」を消してください。

(3) 「取得に係るもの3～8」及び「リースに係るもの9～15」のいずれにも記載がない場合「、((18)-(8))又は((13)-(15))」を消してください。

8 「総調整前連結税額基準額の残額((30)又は((30)-(29))31)は、「取得に係るもの28、29」に記載がある場合には、「(30)又は」を消し、「28、29」に記載がない場合には「又は((30)-(29))」を消してください。

9 「総調整前連結税額基準額の残額((33)、((33)-(29))又は((31)-(32))34)は、それぞれ次の区分に応じそれぞれ次のとおりとなります。

(1) 「取得に係るもの28、29」に記載があり、「リースに係るもの30～32」に記載がない場合「(33)、」と「又は((31)-(32))」を消してください。

(2) 「リースに係るもの30～32」に記載がある場合「(33)、((33)-(29))又は」を消してください。

(3) 「取得に係るもの28、29」及び「リースに係るもの30～32」のいずれにも記載がない場合「、((33)-(29))又は((31)-(32))」を消してください。

10 「当期控除額等41(及び44)」の各欄の外書には、平成19年旧措置法令第39条の45第16項(繰越税額控除限度超過額から控除する金額)の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十二)の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合においては、翌期繰越額の計算は、当該金額を含めて計算します。